



町
報

よぶこ

発行 呼子町・編集 企画課・印刷 唐津印刷有限会社

町 勢

昭和49年 6月末現在
住民基本台帳による
人口 男 3,689人
女 4,038人
計 7,727
世帯数 2,007世帯
一戸平均 3.85人

ものを捨てないで
海をきれいにいたしましょう



郡民体育大会優勝の剣道チーム

第二十五回

郡民体育大

会の戦績

8月3日・4日の両日にわたり開催された。郡民スポーツの祭典は、お隣の鎮西町打上小中学校を中心に開かれました。日高洋一団長以下百六十名の呼子町の選手団は、軟式野球、男女ソフトボール卓球、陸上、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、剣道、柔道、銃剣道、庭球、弓道等の各種目に熱戦、健闘次の通りの成績でした。

剣道 優勝

卓球 二位

男子ソフトボール 二位

男子バレーボール 二位

柔道 三位

女子バドミントン 三位

個人優勝

剣道 日浦真人君

弓道(近的競技) 柴田のりさん

ん

優勝の剣道チームと卓球は10月5日6日(土曜、日曜)に鹿島市を中心に開催される佐賀県民大会に出場することになります。

県優勝を目ざして頑張ってください。尚町民皆さんの声援をお願いします。

議会通信

呼子町議会六月定例会は、六月二十一日に招集され、会期四日間にわたり慎重に審議がなされ、提出された二十件の議案と一件の意見書案が可決されました。

先づ第一日は議案の上程と提案理由の説明が行われました

1、町道認定について

駅前新市街地が造成され、この中の道路を町道として認定するものです。

2、佐賀県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び佐賀県町村職員退職手当組合の規約別表の変更について。

職員退職手当組合に新加入と名称が変更した組合の取扱

3、呼子町重度心身障害者年金支給条例の制定について。

精神又は身体に重度の障害を有する人に年金を支給するもので年額三千元となっています。

4、呼子町乳児医療費の助成に関する条例の制定について。

一歳未満の乳児が入院して医療を受けた時に要した医療費のうち個人負担分を助成するものがあります。

5、呼子町災害弔慰金の支給及び

災害援護資金の貸付けに関する条例の制定について。

災害、暴風、豪雪、洪水、高潮地震、津波その他異常な自然現象によつて被害が生じたとき、死亡者一人当り五十万円を遺族に支給されるようになりました。

この場合、死亡した人が故意又は重大な過失によるものや町長の避難の指示に従わなかったとき等は支給されません。

災害援護資金の貸付は、世帯主が療養に要する期間がおおむね一カ月以上の負傷を負った場合三十万円。住居全壊五十万円。住居半壊二十万円。家財については被害全額が価額の三分の一以上の損害を受けた場合二十万円。償還期間は十年で据置期間は三年、利率は据置期間中は無利子、その後は年三パーセントとなっています。なおこれは災害救助法の適用を受けた災害にのみ適用され、火災の場合は適用いたしません。

6、特別職の職員で非常勤のもの報酬の臨時特例に関する条例の制定について。

参議院議員通常選挙に従事する投票管理者、開票管理者の報酬日額三、四〇〇円。投票立会人日額三、四〇〇円。投票立会人開票立会人の報酬日額二、七〇〇円と定められました。

7、職員の給与に関する条例の一部改正について

8、技能労務職員の給与の種類及び

基準に関する条例の一部改正について。

五月三〇日、人事院から職員の給与についての暫定措置として一〇割を先払するよう勧告があったので、それにしたがっての条例の変更であります。

9、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

条例中「国民宿舎勤務調理員」を「国民宿舎勤務支配人及び調理員」に改正されました。

10、呼子町議会議員報酬費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正について

11、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

12、町長助役及び収入役等の諸給与条例の一部改正について

13、教育長の諸給与条例の一部改正について

14、職員の旅費に関する条例の一部改正について

15、呼子町消防団員の定員任免給与服務等に関する条例の一部改正について

16、呼子町国民健康保険税条例の一部改正について

この内容については、すでに各国民健康保険該当世帯にチラシを配布してありますので再読をお願い致します。

17、呼子町国民宿舎条例の一部改正について

国民宿舎利用料についての改正

宿泊利用料

利用者区分	宿泊料一人 一泊につき	
	食事料（一食につき）	夜食料
大人	一四〇〇円	三〇〇円
小人	九〇〇円	三〇〇円
幼児	無料	七〇〇円

但し小人は六才以上十三才未満とする

休憩利用料

利用者区分	利用料
大人	五〇〇円
小人	二〇〇円
幼児	無料

(1) 諸会合休憩のための宿舎利用料（一人につき）

18 昭和四十九年度一般会計補正予算（第一号）

今回千九百三十万六千円が追加され、歳入歳出予算の総額はそれぞれ九億七千七百九十八万五千円となりました。重なるものは加部島の幹線道路の舗装、同じく加部島の自然遊歩道路、それに今回条例改正にともなう予算の追加等であります。

19 呼子町国民宿舎特別会計補正予算（第二号）

今回の宿舎料等の値上り分を財源として手当、賄材料費、修繕などとして二百三十二万二千円が追加されています。

20 呼子町上水道事業会計補正予算（第一号）

◆次に一般質問では
1 諸物価値上りのため父兄の負担を段階的に国に於て負担して載くよう要望する。
2 老人の日に招待する老人の方の年令を今の七十五才から七十才以上にして載きたい、又八十才以上にして載したい、六十五才から少しでも差上り載きたい
3 加部島の道路も大型になったので海上の航路を町道の延長として載きたい
4 玄海町に次いで隣接四ヶ町の同

であります。環境庁の自然保護局長名をもって通達があったので、次のように改正されました

意が表明されたがその理由
5 今回の九電の関係漁協への補償配分で呼子漁協の金額算定について

6 電原地域五ヶ年整備法案の国会通過について

7 呼子中学校の教室が暗いので勉強に支障がある、対策をお願いする

8 呼子中学校の便所の手直しをお願いする

9 呼子中学校の運動場が校舎より高いので排水の対策をお願いする

◆町長の答弁

(一) 国の補助も栄養士についてわずかにある程度です。義務教育についてはすべて国が負担するのが立前でありましようが、まだそこまでは不可能かと思えます。皆さんの長い間の運動で与論が政府を動かすことにでもなれば私共もよろこばしい事だと考へます

(二) 六十五才以上を一応老人という目安が立ててあり、これを基準として老人の処ぐうが色々法律化されています。六十五才以上の人を敬老会に招くのも一つの方法でしようが、現在のところ七十五才以上の方に集まってもらって老人の日の表敬をする事になっていきます。御意見として承っておきます。

(三) ずっと以前に大都市において、渡船を道路の延長として認可された例もないではありませんが現在では、ほとんどその例があ

りません。

航路運賃の値上げの件も、問題は公平に考えてその額が妥当かどうかとゆう事であります。仲介の労はいとわぬつもりです。

(四) 長い間安全性について議論されておりますが、これを理解するために高度な知識が必要不可欠です。悲しいかな私共にはそこまで深い知識はありません、しかし安全性について、我々も十分に責任はもたねばなりませんので及ばずながら研究検討に努力して来しました。

この問題の最終の責任は国であり、その限本の官庁は科学技術庁であります。安全性についての疑義を質するために、私も皆さんと一緒に科学技術庁に行つて、専門家を相手に色々勉強したいと思ひます。そして長時間の説明を受けたあとで、外に質問はないかと念を押した位充分に調査して引き上げて来たつもりです。

その後十二月十一日の参議院の予算委員会で総理大臣が原子力に対する最終責任は国がもつのだと明言されています。大臣が責任をもつと言ったからといって危険なものが安全になる訳ではありません。このことに対して専門家が充分チェックを強化して高度化が図られ、自信があるということなのです。

世の中に何万分の一、何千万分の一も狂のない安全はあり得

ません、その何万分の一に對しても努力をするということに對し、私は私達の最高責任者である政府の意見を信ずる外に道はないのであります。

ご承知のとおり、我が国のエネルギー資源の問題は最近の石油事情を考へるまでもなく、原子力発電にたよらざるを得なくなる段階で、誠に止むを得ないのではないかと考へたものです。漁業権の消滅或は制限されるということになれば当然保障を要求することになります。新聞で十四億円のうち呼子は入漁権の關係で三千万円位と承知している人で当事者間のいきさつは存じていません。

(六) 世界の文明国の中で、エネルギー資源のほとんど無い日本が、原子力の利用に向うことは、国の在立という立場から当然な事と思われまふ。危険防止が一番大切な事だから国が責任をもつてやることになります。

さて、電源開発について、少しでも嫌がたりするものを造る以上、その周辺の人に何らかの恩恵もないでは、これから先原子力の事業を推進してゆくのに障害があるから住民にも充分恩恵を与えて事業を推進して行こうと云うのが発電用施設周辺地域整備であり、その財源は企業が負担することになります。う又安全については国が指導するのであり特別会計を設けて処

理をするというものです。

これらの法律が国会を通つて六月六日に公布されている段階ですが、まだ県にも町にもその詳細がわかつていない実情でござります。

私共は、この様な金錢を目当原子力を認める訳ではありません。金があるから安全性を認めたというのではなしに、これまでやつて来た研究の末に、これなら止むを得ないではないか、国の存立の立場から必要であらうと考へての事である点を御賢察願ひます。その上で、お迷惑のかかる処にはお金をやりましようという事でありますから、ならば我々もそれに応じて物事の処理をしよう、いうことであります。

(七) (助役より答弁) 教室には従来二燈つつ設備しておりましたが昨年四燈に殖やしておりますところが全部一しより点燈するとヒューズが切れます。アンペア不足なのです。それで現在アンペアを大きくしてもらうよう見積をとっている段階です。早く改善したいと思ひています。

(八) 便所も相当いたんでありますので昨年一カ所修理いたしました。が外のところも今年の予算でやるようにしています。便器の方は今年までは間に合はないと思ひますが逐次やつてゆくつもり

であります。

(九) 運動場から校舎の方に水が落ちこまないように側溝は四十九年の予算で修繕する様にいたしています。又、給食車の出入りする処は改善いたします。中庭の排水については、どうしたら水の引がよくなるか調査して逐次改善するようにいたします。

以上の答弁があり最終日の二十四日に議員提出の意見書案として◆みかんの高品質計画生産運動等に対する援助措置に関する意見書案が提出されました。提出理由の説明があり検討の結果可決され、この意見書案は自治法第九九条第二項の規定によつて内閣総理大臣、農林大臣、大蔵大臣及び佐賀県知事にそれぞれ送付提出されました。

みんなの海が
あかるい明日を



お田島さま

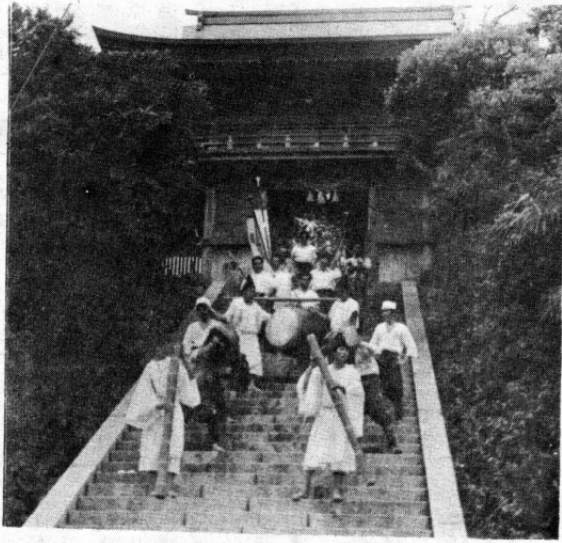
「夏越し祭り」

何千年のロマンが眠る、歴史の里加部島の元国幣中社田島神社「夏越し祭り」が七月二十九、三十日の両日行なわれました。これは今迄旧暦六月二十九、三十日の両日に行なわれていたものですが、島のお盆供養行事とのかねあいもあつて昭和四十六年より新暦の七月に行なわれるように変つたものです。

旧暦の六月末は島の人達の田植も終つて一息つく時期でもあります。

七月の盆を迎えるにあつて身を清め、つつしみをあらわす物忌の機会でもあつたようです。そのためにみそぎをして、年に一回田島神社に島の人達全部があつまつて神の祭礼を行なつていたのが「夏越し祭り」であつたようです。

亦神社ではこの日に茅の輪くぐりといつて茅でこしらえた輪を縄に結びつけ、氏子がそれをくぐると無病息災であるということですが



田島神社夏越し祭り

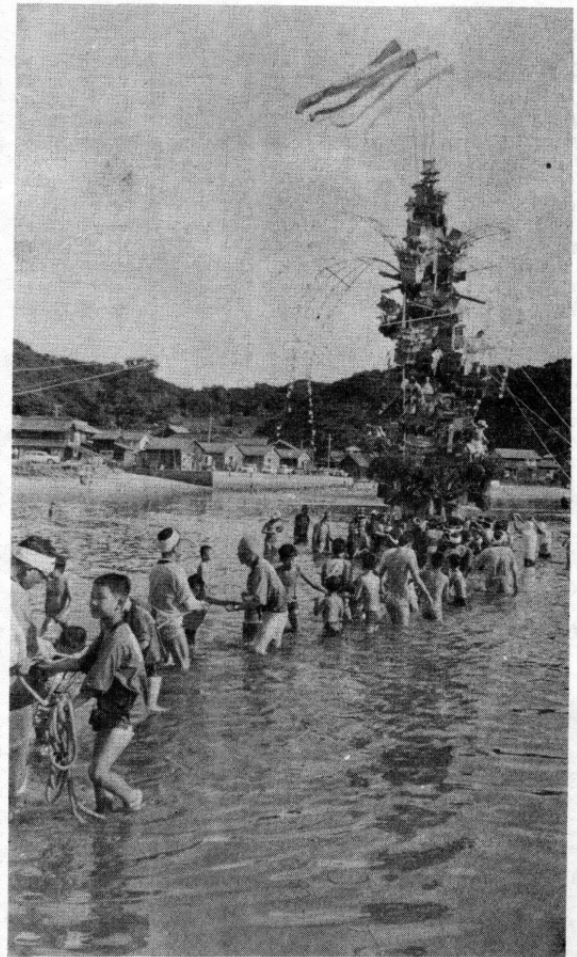
海を渡る祇園山笠

八月一日、二日の両日に亘つて行なわれました。漁村夏祭りの花形、小友の祇園祭りは、久しぶりにカラリと晴れ渡つた小友海岸で勇壮な夏の絵巻を繰り広げましたことしお目見えの山笠は、大人山笠の表に「本能寺の場」裏は「桶狭間合戦の場」が飾りつけられました。また子供山笠は「坂田の金時」さんでした。高さ10尺、重さ三千錠の豪華な飾り山笠で「アラサツサイ、アラサツサイ」と掛声も勇ましくねじりハチ巻にそろいのハッピ姿、の五十人の若い衆によつて、鐘と太鼓の「山ばやし」

で町内を練り歩き、最後に小友海岸から、ザブンと首まで海に浸つて練ります。山笠が左、右に大きく揺れ傾くと、山笠を支える八本の綱を小若衆たちが力強く引つ張つて支えます。こうして二日間豪壮な海の祭典がつづけられました。

小友は神功皇后の伝説がある漁村ですが、昔コレラが流行したおり、厄病退散のゴヘイをかつぎ回つたのが、この山笠の始まりになつたと伝えられています。

また、各家では長生きを贈つた「長タゴ」（小麦粉と小豆アンで



海に入った山笠（小友海岸）

作つた長型のだんご）を作り、特に厄年に当たる主婦のおられる家では、三十センチ以上もあるものを作つて友人に配る、風習も残されています。

小友の部落にとつて祇園祭は正月、お盆より大事にされている最大の行事であつて、小友に育ち、遠くに就職している若者たちも、この日は帰つて来られます。

子どもクラブ夏休み行事

早朝ソフトボール大会

たのしい夏休みの行事の一つとして、各子どもクラブ対抗のソフトボール大会が、今年も8月1日早朝6時30分より、呼子中学校グラウンドに16チームが参加して、A・Bのバトに分けられて開始されました。朝の爽やかな気分の内に試合はすすめられましたが、練習で真黒に日やけた元気な子どもたちが、白球を追って大熱戦を展開。日頃指導してこられたコーチの先輩や、指導員のお母さん達も子どもたちの朝食準備やら、応援

やらで夏の暑さも忘れての参加でした。

成績は次のとおりです。

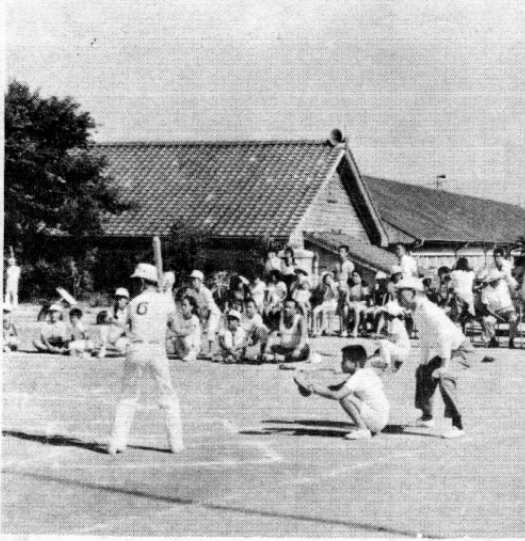
一位 仲よし（愛宕下）子どもクラブ

二位 殿之浦西子どもクラブ

三位 小倉・釣町子どもクラブ

四位 先方B子どもクラブ

勝ち残った上位四位チームが8月10日玄海町で開催される「上場子どもクラブソフトボール大会」に出場することになりました。



呼中グラウンドにて

災害危険地域決まる—— ——家屋の建築に御相談を

この地域は地形的にみて、地じり、急傾斜地崩壊等の災害が予想される個所です。これ等の地域内での家屋新増築については、宅地

このたび、左記の区域（地じり危険地域及び急傾斜地域）が災害危険区域に指定されました。

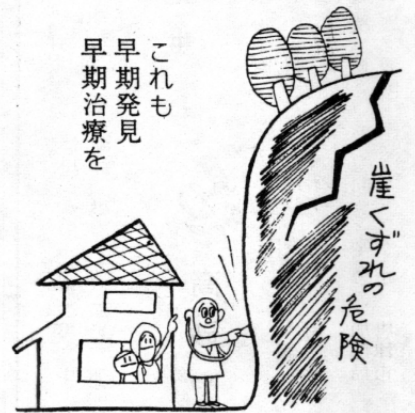
の状況により法的制限を受けますので、家屋を新増築されるときは町役場建設課まで御連絡又は御相談下さい。

記

呼子区域（字彦の上・坊山・高尾の一部）
愛宕区域（字野中の一部）
殿之浦区域（字殿之浦・ラカの一部）



危険地域図



火の用心

花火遊びに注意

このごろは、子供の火遊びによる火災がふえています大変です。子供の火遊びといえは、なんとしても手近なところにマッチを放置しないことです。低学年の子供さんは、面白半分てマッチをつけることがあります。お父さんのタバコのマッチ、お母さんの炊事のマッチ、置場には充分注意して下さい。

もう花火が真盛り。子供たちだけで三々五々家の密集も、路地や軒先などおかまいなしに、ちよつとした空地を見つけてはパチパチやっているのをよく見かけます。

このごろの花火も進歩して、初夏の風物詩どころではありません。ドンドンとかパチパチとか、物すごい音と火花や煙を噴きあげるものがあります。勿論ヤケドやケガにも充分注意が必要です。また子供たちはただおもしろいだけで、風向がどうの、火の粉がどこに飛んでいこうと、あまり気にしていません。やはり大人の方が添きそってやるのが、なにより事故防止です。



7月27日28日29日、広島市で開催された第23回日本海洋少年団全国大会に呼子海洋少年団も、前名副会長以下四十三名が参加しました。海洋まつりでは全国四千三百人の前に全員で「鯨骨切り唄」を披露して、小団なりともここにの意気を発揮しました。市内パレード、丸亀海洋少年団と

日本海洋少年団全国大会に 呼子海洋少年団も参加

の交流、カッター競技見学と、忙がしい中に意義のある体験でしたとのことです。



広島市県体育館にて

吉村 政俊(武俊二男) 海士町
笹部 慶美(學生二男) 中町
根間 里奈(章一長女) 松浦町
市丸三恵美(幾博長女) 愛宕町
野中 大幹(弘二男) 殿ノ浦岡



お誕生

六月末
現在

姉川 友道(恵二男) 小友
岡部 忠治(友二男) 加部島



高砂や

川崎 泰男
木下 千鶴
林向 アケミ(幸人)
唐津市 加部島



おくやみ

太田 義光
久保田(ヤスエ)
川口 兼人
大谷由美子
先方町 長崎町
唐津市 唐津市
小山 晴 44歳 愛宕町

呼子町 8月潮汐表

日	曜	旧 月 日	暦 月	高 潮				低 潮			
				午 時刻	前 潮高	午 時刻	後 潮高	午 時刻	前 潮高	午 時刻	後 潮高
1	木	7-14		7.55	209	8.57	191	1.34	106	2.42	52
2	金	15		8.32	218	9.26	200	2.15	95	3.12	46
3	土	16	A	9.09	226	9.55	208	2.52	84	3.41	43
4	日	17		9.42	231	10.23	213	3.29	77	4.08	43
5	月	18		10.15	231	10.50	215	4.04	72	4.35	47
6	火	19	E	10.48	226	11.17	215	4.37	72	5.00	56
7	水	20		11.20	217	*	*	5.09	73	5.24	65
8	木	21		11.42	213	11.54	207	5.41	78	5.48	77
9	金	22		0.08	210	0.31	193	6.16	83	6.15	91
10	土	23		0.38	206	1.20	177	7.02	89	6.51	105
11	日	24		1.17	200	2.32	164	8.11	94	7.49	119
12	月	25		2.15	196	4.58	158	9.52	93	9.25	128
13	火	26	N	3.40	194	6.17	169	11.32	81	11.08	124
14	水	27		5.23	201	7.16	186	*	*	0.42	63
15	木	28		6.42	218	8.01	203	0.25	109	1.35	43
16	金	29		7.40	238	8.41	219	1.24	91	2.22	29
17	土	30	P	8.30	253	9.20	232	2.15	72	3.05	21
18	日	8-1		9.17	262	9.57	240	3.03	58	3.46	20
19	月	2	F	10.01	263	10.32	242	3.49	47	4.24	25
20	火	3		10.42	254	11.07	240	4.33	43	5.01	38
21	水	4		11.24	238	*	*	5.17	45	5.34	57
22	木	5		11.39	233	0.06	216	6.03	55	6.05	77
23	金	6		0.12	221	0.50	192	6.50	68	6.35	98
24	土	7		0.44	209	1.43	169	7.45	83	7.07	115
25	日	8		1.22	195	3.06	150	9.02	95	8.01	131
26	月	9	S	2.17	181	6.05	149	10.56	99	9.42	138
27	火	10		4.01	174	7.05	160	*	*	0.26	91
28	水	11		6.05	181	7.36	173	1.37	132	1.16	80
29	木	12		7.02	195	8.03	185	0.42	117	1.50	69
30	金	13	A	7.41	207	8.28	197	1.25	103	2.18	61
31	土	14		8.17	218	8.55	208	2.02	88	2.44	55

● E : 赤道
○ : 朔
☾ : 上弦
☽ : 望
☾ : 下弦
A : 遠地点
P : 近地点
S : 最南
N : 最北